地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）

～令和８年度当初予算事業～

一般財団法人　環境イノベーション情報機構

令和８年６月

目次

Ⅰ.概要

Ⅱ.公募要領

1.事業の目的・概要
2.対象事業
3.留意事項
4.応募方法
5.スケジュール

Ⅲ.（参考）事例紹介

目次

Ⅰ.概要

Ⅱ.公募要領

1.事業の目的・概要
2.対象事業
3.留意事項
4.応募方法
5.スケジュール

Ⅲ.（参考）事例紹介

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（地域レジリエンス事業）

デコ活 くらしの中のエコ・ろかけ

環境省

【令和8年度予算額　2,000百万円（2,000百万円）】
【令和7年度補正予算額　2,000百万円】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1　地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2　蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

- ■事業形態：間接補助　都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- ■補助対象：地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- ■実施期間：令和3年度～

4. 支援対象

○地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
○業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

導入 ←

- ・再エネ設備
- ・蓄電池
- ・CGS
- ・省CO2設備
- ・熱利用設備　等

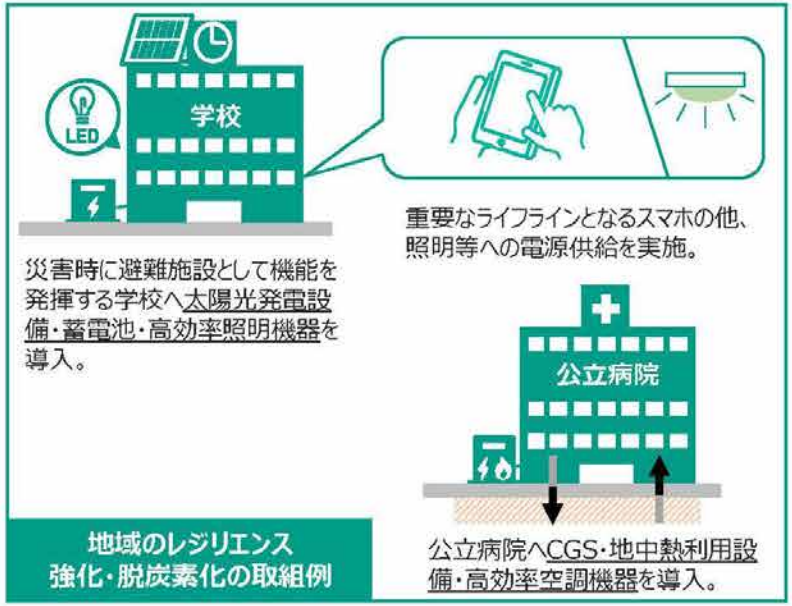

お問合せ先：環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課　電話：03-5521-8233
（浄化槽について）環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室　電話：03-5501-3155

目次

Ⅰ.概要

Ⅱ.公募要領

1.事業の目的・概要

2.対象事業

3.留意事項

4.応募方法

5.スケジュール

Ⅲ.（参考）事例紹介

Ⅱ.1 事業の目的

○本事業は、**地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設**、又は**業務継続計画により災害発生時に業務を維持するべき公共施設**に対して、支援を行います。

○補助対象とする事業は、**災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等の導入**や再エネ設備導入を前提とした、高機能換気設備等の省エネ設備導入とし、事業に要する経費の一部を補助します。

○本補助事業を実施することで、平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、感染症対策を踏まえた地域の防災体制構築を推進することにより、**地域のレジリエンス（災害等に対する強靭性の向上）と脱炭素化を同時実現する地域づくりを推進**します。

目次

Ⅰ.概要

Ⅱ.公募要領

1.事業の目的・概要

2.対象事業

3.留意事項

4.応募方法

5.スケジュール

Ⅲ.（参考）事例紹介

Ⅱ.2　公募する事業の対象 <公募要領P2~14>

○本補助事業では、支援メニューとして、１号事業（設備等導入事業）、再生可能エネルギー設備等導入および付帯する蓄電池・省エネルギー設備等導入を支援します。

○各事業における補助対象範囲は、③基本設計～⑤施工

１号事業
（設備等導入事業）
…
防災に資する再生可能エネルギー設備・未利用エネルギー設備・コージェネレーション・再エネ設備に付随する蓄電池・省エネ設備等導入事業

（参考）補助対象範囲

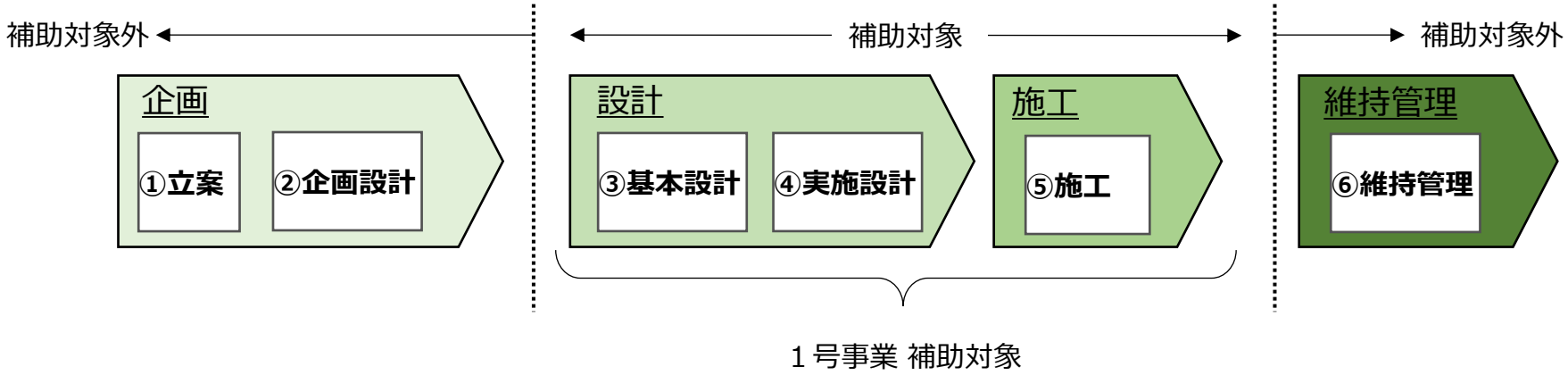

Ⅱ.2　公募する事業の対象 <公募要領P2~3>

○本補助事業における、主な事業要件は、以下のとおりです。これに加え、各種設備要件を満たす必要があります。要件詳細については、次ページ以降で解説します。

○申請の際には、公募要領およびQ&Aを確認いただき、補助要件に合致しているか、必ずご確認をお願いいたします。

主な事業要件　<設備等導入事業　1号事業>

① 公共施設であること

② 地域防災計画に位置付けられている避難施設等または業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべき施設であること

③ 導入するすべての再生可能エネルギー設備等について、以下の要件を満たす設備であること

　a 平時及び災害時において、導入した施設で自家消費すること

　b 災害時において、導入した施設で使用する特定のエネルギー量を確保するとともに自立的に稼働する機能を有すること

④ 一定以上の耐震性を有する施設であること

⑤ ハザードマップに該当しない施設であること（対策を講じる場合は除く）

⑥ CO2削減が図れるものであること

⑦ 再生可能エネルギー設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること

⑧ FIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること

⑨ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと

⑩ 国土強靭化地域計画が策定されていること

⑪ 建物等に設置する場合に、設置場所の積載荷重が10kg/m2以下でないこと

⑫ 太陽光発電設備、蓄電池設備及びEMS※においてIP通信を用いる製品を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）において、★1以上の適合ラベルを取得した製品を使用すること。

　※ゲートウェイ、遠隔監視装置等含む

Ⅱ.2 公募する事業の対象(1/9) <公募要領P2>

(1)補助事業の実施に関する要件

<事業要件>

① **公共施設であること**

② 補助対象施設は下記のいずれかであること

②-1 地域防災計画の策定状況について、以下の要件(aまたはb）を満たす施設（予定含む）

a 地域防災計画において避難施設（ただし指定避難所に限る）または防災施設として位置づけている

b 地域防災計画又は都道府県や市区町村等が定める広域防災拠点に関する計画等において、広域防災拠点として位置づけている

※広域的で甚大な災害が発生した際に、国、都道府県、市町村、地区レベルで連携・連動し、圏域全体として広域的な災害対策活動を行う際の拠点であり、災害対策活動の体制の構築が図られている場合に限る

②-2 業務継続計画により災害発生時に業務を維持するべき施設（予定含む）

※ただし、非常時優先業務として**発災から概ね３日間以内に、優先すべき業務を行う施設に限る**

Ⅱ.2 公募する事業の対象(2/9) <公募要領P2>

(1)補助事業の実施に関する要件

<事業要件>

③ **導入するすべての再生可能エネルギー設備等について、以下の要件(aおよびb)を満たす設備であること**

a 平時及び災害時において、導入した施設で自家消費すること

b 災害時において、導入した施設で使用する特定のエネルギー量を確保するとともに自立的に稼働する機能を有すること

※本事業で目的とする「自立・分散型のエネルギーシステム」とは、避難施設や防災拠点等、又は業務を維持するべき施設に必要な電力を賄うだけの発電設備(分散型電源)・熱利用設備を設置することにより、災害時など商用電力系統等が遮断される場合でも、安定的にエネルギーを供給することができるシステムのことを指します。

Ⅱ.2 公募する事業の対象(3/9) <公募要領P2～3>

(1)補助事業の実施に関する要件

<事業要件>

④施設の耐震性および導入設備の設置の耐震性

④-1　補助対象設備を導入する施設が、以下のいずれかの耐震性を有する建築物であること

a　昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された又は建築される建築物

b　昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物

c　耐震改修整備を実施した建築物

d　事業完了までに耐震改修整備が完了する建築物

④-2　**補助対象設備（省エネルギー設備を除く。）の設置にあたっては、耐震クラス「S」を確保すること**

Ⅱ.2 公募する事業の対象(4/9) <公募要領P3>

(1)補助事業の実施に関する要件

<事業要件>

⑤地域特性について

補助対象設備を導入する施設について、以下の全てを満たすこと

a以下のいずれかの要件を満たすこと

・災害対策基本法で想定している災害に対する避難施設等であること

・地方公共団体が作成する業務継続計画上、災害発生から概ね3日以内に業務継続が必要とされる施設

b地方公共団体が作成する**ハザードマップに該当しない施設**であること（ただし、「浸水被害危険性地域」「土砂災害警戒区域等」である場合には、**発災時にも設備を稼動させるための措置が講じることにより対象となりうる**）

※「土砂災害警戒区域等」とは、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年5月8日法律第57号）に基づき、都道府県が土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）の指定を行った区域のことを指します。

⑥**CO2削減が図れるものであること**

※これまでの稼動実績と比較する等によりCO2削減効果を算定し、補助対象設備を導入する施設ごとにCO2削減効果が見込まれること

Ⅱ.2 公募する事業の対象(5/9) <公募要領P3>

(1)補助事業の実施に関する要件

<事業要件>

⑦再生可能エネルギー設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。最新の「事業計画策定ガイドライン」（資源エネルギー庁）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置が講じられるものであること

⑧再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度による売電を行わないこと

⑨法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと

⑩国土強靭化地域計画が策定されていること

⑪建物等に設置する場合に、設置場所の積載荷重が10kg/m2以下でないこと

⑫太陽光発電設備、蓄電池設備及びＥＭＳ※においてIP通信を用いる製品を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）において、★1以上の適合ラベルを取得した製品を使用すること。
※ゲートウェイ、遠隔監視装置等含む

Ⅱ.2 公募する事業の対象(6/9) <公募要領P４>

(1)補助事業の実施に関する要件

<対象とする施設>

○補助金の交付の申請者が所有する施設等であって、避難施設等であることが地域防災計画等又は業務継続計画により定められ、かつそれらに必要な耐震性を有する施設等とする。

※補助対象設備を導入できるエリアは地域防災計画等又は業務継続計画で定める災害時の役割が確認できるエリア（動線部分やトイレなどを含む）に限る

広域防災拠点	●広域的で甚大な災害が発生した際に、国、都道府県、市町村、地区レベルで連携・連動し、圏域全体として広域的な災害対策活動を行う際の拠点であり、災害対策活動の体制の構築が図られている施設
防災拠点	●災害応急活動施設等 （例）①庁舎・行政機関施設、②警察本部・警察署等、③消防本部・消防署等、④医療機関・診療施設、⑤物資拠点（集積・搬送等）・防災倉庫
避難施設	●避難所・収容施設等　**※ただし“指定避難所”に限る** （例）①県民会館・市民会館・公民館、②学校等文教施設、③体育館等スポーツ施設、④博物館等の社会教育施設、⑤社会福祉施設、⑥観光交流施設（道の駅等）
業務継続計画に位置付けている施設	（例） ●本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ①代替庁舎、②分庁舎 ●電気、水、食料等の確保 ①水道施設、②給食センター ●非常時優先業務の整理 ①医療施設、②火葬場、③入浴施設、④廃棄物処理場、⑤福祉施設、⑥保健センター、⑦文化施設

Ⅱ.2 公募する事業の対象(7/9) <公募要領P5~9>

(1)補助事業の実施に関する要件

＜対象とする設備＞

（必須）再生可能エネルギー設備、コージェネレーションシステム等

※ただし、廃棄物処理施設の未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備の導入は対象外

（例）

太陽光発電＋蓄電池

学校や体育館、公民館等への太陽光発電等の再生可能エネルギー設備と蓄電池の導入

※1 自然変動型の再エネ設備の場合は蓄電池の導入が必須。

※2**太陽光発電設備については、パネル出力合計が10kW以上であること。**

バイオマス熱利用

避難施設や福祉施設等へのバイオマスボイラー設備の導入

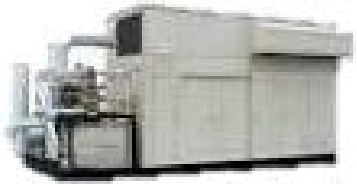

コージェネレーションシステム

庁舎や行政機関施設、医療機関等への都市ガスやLPガス等を用いたコージェネレーションシステムの導入

（任意）上記の再生可能エネルギー等から電力又は熱の供給を受けて稼働する高効率機器等

※地域防災計画等又は業務継続計画で定める災害時の役割が確認できるエリア（動線部分やトイレなどを含む）において、災害時に稼働させることを合理的に説明できる設備に限る

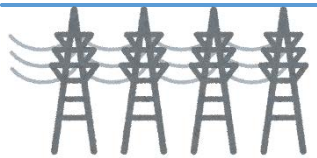

自営線

電力を使用する施設までの配線または発電設備から最も近くにある受変電設備接続端までの配線

高効率機器

本事業で導入した再生可能エネルギー設備等からエネルギー供給される範囲に限る。

断熱材等

災害時に上記の設備からエネルギー供給をうけるエリア内に導入する断熱材、二重窓、二重サッシ等

その他、設備

- エネルギーマネジメントシステム
- 変圧器
- 車載型蓄電池
- 充放電設備等
- 省エネ型浄化槽

Ⅱ.2 公募する事業の対象(8/9) <公募要領P10>

(2)補助金の応募を申請できる者

ア 地方公共団体　　イ 民間企業（ アと共同申請する事業者 ）

(3)補助金の補助率

	申請者	補助率
1号	市区町村等であって、太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー設備又は未利用エネルギー活用設備の導入事業の場合、又は離島の場合	2／3
	市区町村等であって、太陽光発電設備又はコージェネレーションシステムの導入事業の場合	1／2
	都道府県・指定都市の場合　※	1／3

<補助金交付額の上限・補助対象経費の除外>

予算を超えるような応募があった場合、事業内容、積算内容、本事業の予算額等を勘案し、施設数や補助金額に上限額を設ける場合があります。また、費用効率性（補助対象経費支出予定額を法定耐用年数の累計CO2削減量で除した値）で以下の記載を超える部分については、補助対象経費から除外します。

(1)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

① 太陽光発電設備･･･9万円／t-CO2

（ただし、本補助金で省エネ設備を同時導入する場合は、25万円／t-CO2とする）

② ①を除く設備･･･25万円／t-CO2

Ⅱ.2 公募する事業の対象(9/9) <公募要領P10>

※　都道府県又は指定都市が公共施設に太陽光発電設備を導入する場合は、民間企業を活用した導入方式に限ります。
ただし、令和4年度当初予算以前の本補助金で2号事業（地域レジリエンス・脱炭素化自立分散型エネルギー設備等導入事業化調査・計画策定事業）を完了し、継続して1号事業（地域レジリエンス・脱炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業）を実施する場合はその限りではありません。

(4)補助事業期間

※原則、令和９年１月２９日までに完了（検収・支払いを完了すること）できる申請のみ受付します。
単年度での実施が困難な補助事業については、２か年を限度に複数年度事業での申請が可能です。

（参考）主な評価ポイント <公募要領P15～16>

評価項目（抜粋）	評価のポイント(抜粋)
災害時のレジリエンス性	・災害時における再エネ設備等による施設内へのエネルギー供給体制の構築　等
エネルギー起源CO2排出削減効果※	・設備導入によるCO2削減量(t-CO2／年) ・費用効率性(補助対象経費における1t-CO2削減当たりのコスト) 補助対象経費(円)／[設備導入によるCO2削減量(t-CO2/年) × 耐用年数(年)]
財政力	・設備導入する自治体の財政力指数等
国の施策等への取組状況	・実施対象施設が「国土強靱化地域計画」に位置付けられている ・実施対象施設がクーリングシェルター(指定暑熱避難所)に位置づけられている ・申請者または共同申請者が脱炭素先行地域に認定されている地方公共団体である ・実施対象施設が「エコスクールパイロット・モデル事業」又は「エコスクール・プラス」の認定校である ・申請者または共同申請者が2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の地方公共団体である ・実施対象施設が半島振興法第2条において半島振興対策実施地域として指定されている ・気候変動適応法第12条に基づき、地域気候変動適応計画を定めている ・申請者または共同申請者の地方公共団体実行計画において、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、区域における総合的な計画(区域施策編)及び地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)を定めている ・地球温暖化対策計画(令和3年10月改定)に基づき、申請者または、共同申請者が地球温暖化対策計画地方公共団体実施計画(事務事業編)を策定している ・申請者または共同申請者がデコ活宣言を実施又はデコ活応援団(官民連携協議会)に参画している等

目次

Ⅰ.概要

Ⅱ.公募要領

1.事業の目的・概要
2.対象事業
3.留意事項
4.応募方法
5.スケジュール

Ⅲ.（参考）事例紹介

Ⅱ.３応募に当たっての留意事項(1/6) <公募要領P20>

○本補助金の交付については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定によるほか、本補助金の交付規程に定めるところによることになります。

○万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

Ⅱ.３応募に当たっての留意事項(2/6) <公募要領P20>

補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

①補助対象施設及び経費の範囲

補助事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費であって別表第２に掲げる経費

○都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除きます。

○設備費、工事費について

エネルギー起源CO2の削減に直接資する設備が補助対象となります。また、付帯工事については、本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲に限り、例えば既存設備の撤去・移設等は対象外となります。補助事業の実施に必要な設備器具の設計費、システム設計費等は工事費の「測量及試験費」に計上してください。

○消費税の取り扱いについて

地方公共団体と地方公共団体以外の申請者では消費税の取扱いが異なります。詳細については、「参考　補助金に係る消費税等の仕入控除について」（公募要領P31）を参照ください。

Ⅱ.３応募に当たっての留意事項(3/6) <公募要領P20～21>

②補助対象外経費の代表例

- 本補助金への申請手続きに係る経費
- 官公庁等への申請・届出・登録等に係る費用
- **既存設備の撤去・移設費（当該撤去・移設に係る諸経費及び実施設計費・工事監理費も含む）**
- 既存設備の更新であっても機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- 数年で定期的に更新する消耗品（予備品）
- **建物の躯体の一部となるような基礎工事**
- **技術実証や研究開発段階の設備（検証性の高いもの）**
- 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ＜間接工事費＞補助対象外の直接工事に相当する間接工事費（直接工事費で按分して除すこと）
- ＜測量及試験費＞補助対象外の工事に相当する実施設計費及び工事監理費（工事費で按分して除すこと）。

注）なお、補助対象となる再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等及びそれらの付帯設備の設置に当たっては、各種法令の許可等を得て適切に行ってください。

Ⅱ.３応募に当たっての留意事項(４/6)　補足 <Q&A抜粋>

②補助対象外経費の代表例

- 地方公共団体の常勤職員の人件費
- 低木の打払いや簡易な地ならしなどの整地に係る費用
- **盛土や土壌改良工事に係る費用**
- **安全フェンス等の設置に係る費用**
- 災害時にしか使用しない設備（例: 非常用自家発電機、非常灯）
- 売電に必要な経費（売電メーターの設置費用、一般送配電事業者への工事負担金等）
- **浸水被害に対する措置費用**
- **普及啓発用機器（モニター・ケーブル等）**
- 気温計・日射計・消火器
- 設備の保守管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用（例: ガス代）

Ⅱ.３応募に当たっての留意事項(５/6) <公募要領P21>

③補助事業における利益等排除

・補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助対象事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

・このため、補助事業者自身から調達等を行う場合には、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上してください。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な 説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料を提出してください。

④取得財産の管理について

・補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については「取得財産管理台帳」を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、**財産を処分**[＝補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保等に供することをいう。]**しようとするときは、あらかじめ機構に連絡し承認(環境大臣の承諾）**を受ける必要があります。

・その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、補助事業により整備された機械、器具、設備その他の財産には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

Ⅱ.３応募に当たっての留意事項(６/６) <公募要領P21～22>

⑤二酸化炭素削減効果等の把握及び情報提供

・補助事業者が対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を機構が求める場合があります。

⑥事業報告書の作成及び提出

・補助事業者は、実施要領に従い、**補助事業の完了の日の属する年度の終了後３年間の期間**について、毎年度に年度の終了後３０日以内に当該補助事業による過去１年間（初年度は補助事業を完了した日から補助事業の完了の日の属する3月末までの期間を含む）の二酸化炭素削減効果等について、別途**事業報告書事務局より示される様式により事業報告書を環境大臣に報告してください**。

・補助事業者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後３年間保存する必要があります。

・なお、３年間の期間終了後に提出する事業報告書においては、当該事業の費用対効果及び当該施設の利用状況等を記載した資料（様式は任意）を添付してください。

目次

Ⅰ.概要

Ⅱ.公募要領

1.事業の目的・概要
2.対象事業
3.留意事項
4.応募方法
5.スケジュール

Ⅲ.（参考）事例紹介

Ⅱ.4 応募方法について(1/3) <公募要領P23>

(1)応募方法

○補助事業者に係る応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存した電子媒体（CD-R/DVD-R等）を、公募期間内に機構に提出してください。

※1号事業は、複数施設の応募をする場合まとめて申請すること（施設別に申請しないこと）

※申請書書類（各種様式を含む）は、以下の資料・内容等を参照の上作成・提出してください。
①公募要領P11（5）に記載 の”応募に必要な書類” 項目内容
②本資料と同時にホームページに掲載されている”応募に必要な様式の説明“
他、公募要領全般、交付規定、Q&A集を熟読し公募要件に沿った内容になっていることを確認してください。

(2)公募期間

令和８年度当初予算　二次公募

2026年６月３０日（火） ～ 2026年７月２７日（月）１２時必着

Ⅱ.4 応募方法について(2/3) <公募要領P23>

(3)提出部数

○該当する書類（紙）**1部**

○上記の電子データを保存した**電子媒体　1枚**

（電子媒体には、応募をする事業者の名称を必ず記載すること）

＊提出された書類**及び電子媒体**については返却しませんので、適宜写しを控えておいてください。

提出資料のファイリング方法

※応募に必要な書類は、原則としてカラー・両面印刷とすること
用紙サイズはA4を基本とし、文字が小さくなる書類や図面は適宜A3を使用し折りたたんで綴じること

※両開きのパイプ式ファイル（紙ファイルは不可）に「令和８年度 二酸炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）　応募申請書　○○県△△市　[民間企業申請の場合は企業名＋カッコ書きで共同申請の自治体名]」などと記載した表紙と背表紙を付けること

※ファイルには、項目ごとにインデックスタブ（例：「A-1　応募申請書　提出書類チェックリスト」「A-2　様式第1-1　応募申請書」などと記したもの）を付した仕切り紙を入れること
（※書類に直接インデックスタブを付さないこと）

（参考）応募ファイルの作成の仕方

ホルダー背表紙

令和八年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する**公共避難施設・防災拠点**への
自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業　○○県○○○
○○○○○○○○○○○○○○
応募申請書

事業名

申請者名

民間企業申請の場合：
○○**株式会社等**
※自治体名も括弧書きで併記

下部に5cm程度の
余白を設けること。

ホルダー表紙

令和8年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する**公共避難施設・防災拠点**への
自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
○○○○○○○○○○○○○○○
応募申請書

事業名

○○県○○○

申請者名

民間企業申請の場合：○○**株式会社等**
※自治体名も括弧書きで併記

A1
様式第1　応募申請書

応募申請書類

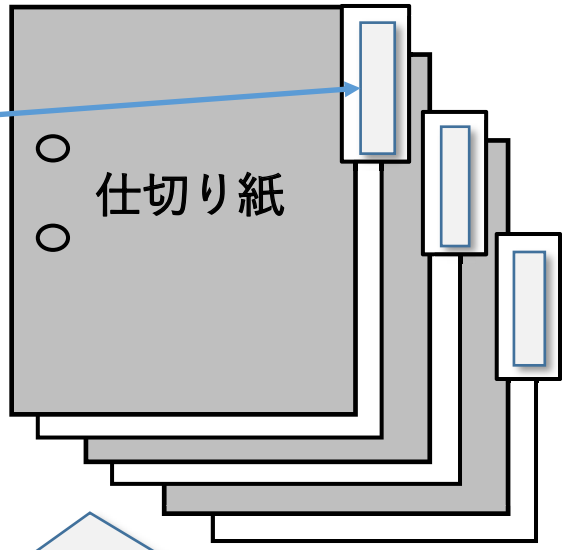

※インデックスタブは重ならないように見やすく配置すること。

・ホッチキス、クリップ等は外すこと。
・穴（2穴）を開けて綴じること。
・ページをめくれるように綴じること。
・インデックスタブは直接書類に貼り付けないこと。

Ⅱ.4 応募方法について(3/3) <公募要領P23>

(4)提出方法

○応募に必要な書類（紙・電子媒体）を提出期限までに、郵送又は持参により機構へ提出してください（電子メールによる提出は受け付けません）。

○応募書類は封書に入れ、宛名面に応募事業者名及び「令和８年度　地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」（1号事業）を朱書きで明記してください。

(5)提出先

＜宛先＞

一般財団法人環境イノベーション情報機構

「令和８年度　地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」担当宛

＜住所＞

〒101-0042

東京都千代田区神田東松下町38　鳥本鋼業ビル３階

（参考）問い合わせについて <公募要領P24>

問い合わせ方法

○公募全般に対するお問い合わせは、必ず電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように事業者名を記入してください。

○また、メール末尾にご担当の連絡先（所属、氏名、電話番号、メールアドレス）も記載してください。

※電話による対応は受け付けておりません。

※公募要領、交付規程、Ｑ＆Ａ集 等を熟読の上お問い合わせください。

メール件名記入例

＜件名＞

【〇〇市】令和８年度　地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

問い合わせ内容

＜問い合わせ先・メールアドレス＞

一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC）事業第1課

bousai@eic.or.jp

目次

Ⅰ.概要

Ⅱ.公募要領

1.事業の目的・概要
2.対象事業
3.留意事項
4.応募方法
5.スケジュール

Ⅲ.（参考）事例紹介

Ⅱ.5 事業のスケジュール<公募要領P17>

○補助事業の完了（＝業者への支払完了）は１月29日までになります。

○完了実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内または令和9年2月10日のいずれか早い日になります。

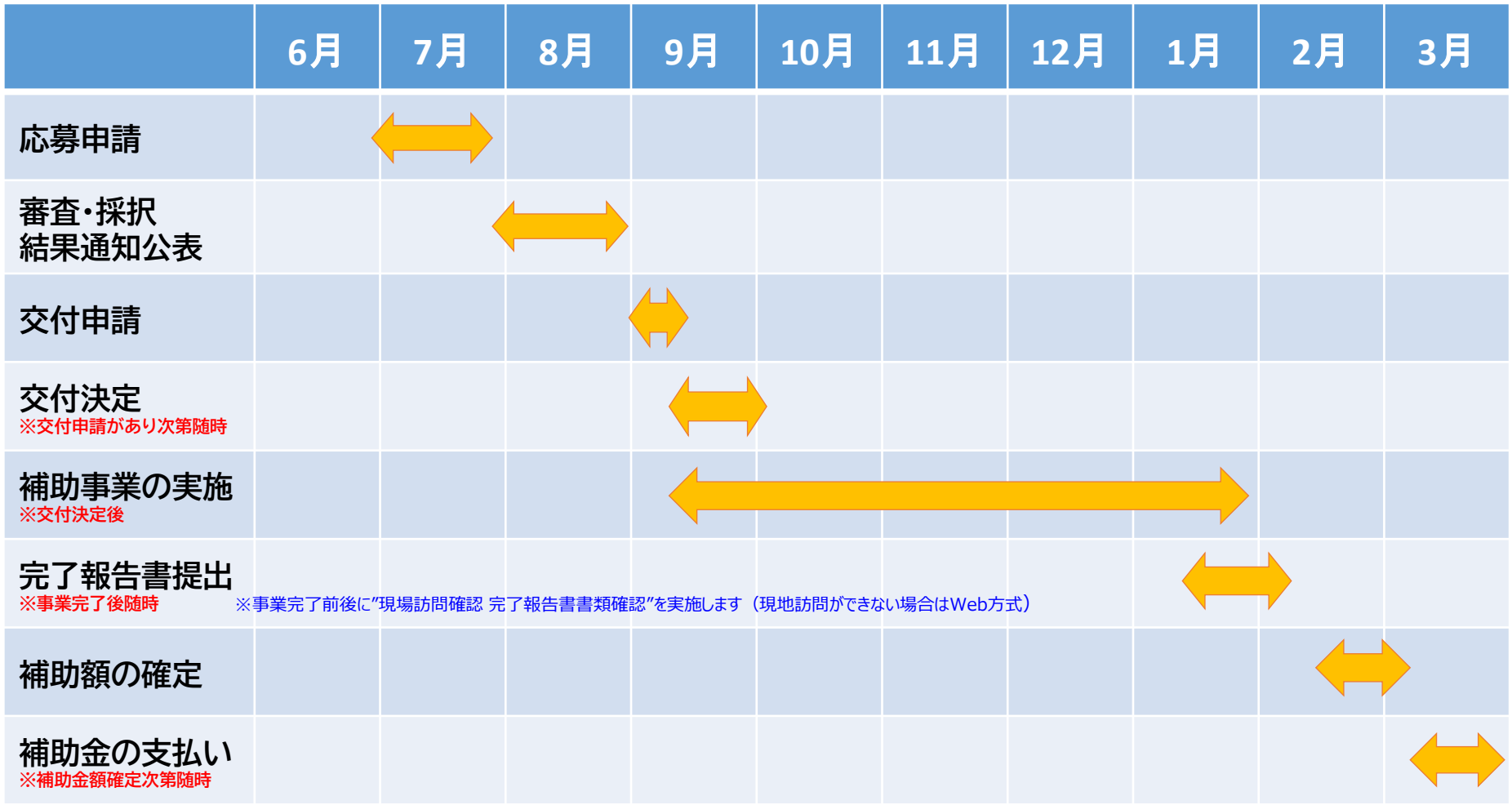

※上記スケジュールは一例で、実際の状況により変更になる可能性があります。

目次

Ⅰ.概要

Ⅱ.公募要領

1.事業の目的・概要
2.対象事業
3.留意事項
4.応募方法
5.スケジュール

Ⅲ.（参考）事例紹介

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業　事業概要書

1. 事業概要

実施主体	新庄村	所在地	岡山県真庭郡新庄村2060－1

2. 事業内容

事業名称	新庄村バイオマスボイラー施設導入事業					
施設名	バイオマスボイラー棟	非常時施設稼働日数	日	収容人数	人	
導入設備	薪焚きボイラー（出力　115kW）　蓄熱槽（φ2,300mm×H3,700mm：容量10.0m3） 熱供給配管（φ50　308m）					
補助金額	34,945千円	補助対象経費	52,418,033千円	事業完了後のCO_2削減量（見込み）	227.42　t-CO_2/年	
防災計画への位置づけ等	防災拠点					
事業内容	薪焚きボイラーで加温した水を蓄熱槽に貯めて、熱供給配管により庁舎に送り、熱交換機により熱エネルギーを暖房として利用する。 薪炊きボイラー：出力115kW 暖房の燃料を重油ボイラーから薪に置き換えることにより、温室効果ガス排出量に換算して15.16tCO2/年の削減効果がある。また、災害時の停電が発生した場合においても発電機等の給電により運転が可能となり、事業継続性の向上に寄与する。					

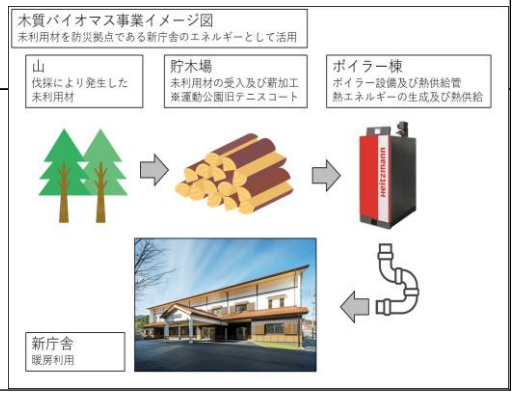

3. 期待される効果

普及効果・平時における役割	平時は、庁舎の暖房として活用する。燃料の転換による温室効果ガス排出量削減効果がある。原料となる薪は人工林の間伐等で発生した未利用材を活用する。適切な森林管理の推進により温室効果ガス吸収促進効果がある。庁舎は多目的施が設置されており、暖房による利用者の快適性向上や村産材由来のバイオマスエネルギー活用による温室効果ガス削減等の情報に触れる機会を創出し、社会教育的側面での貢献が見込まれる。
防災減災面における役割	災害時における庁舎の役割・機能は防災拠点である。災害時にも非常発電によりバイオマスボイラーの運転による熱供給が可能となり、暖房効果を維持することができる。

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業　事業概要書

1. 事業概要

実施主体	群馬県川場村	所在地	群馬県利根郡川場村大字谷地3200番地　等

2. 事業内容

事業名称	川場村新拠点（役場庁舎）における木質バイオマス熱利用設備・太陽光発電設備の導入事業				
施設名	役場庁舎等（新拠点）	非常時施設稼働日数	1日	収容人数	54人
導入設備	（令和4年度）木質バイオマス熱利用設備（燃料供給装置（搬送装置）：容量約40m3） （令和5年度）木質バイオマス熱利用設備（ボイラー：185kW1基、温水焚吸収式冷凍機　入熱151kW・冷房能力105kW・冷却能力256kW　1基、蓄熱水槽　約5.0m3　1基）、太陽光発電設備（モジュール：100.9kW、パワコン：114kW、蓄電池：92kWh、スコットトランス盤30kVA）				
補助金額	220,957千円（R4+5年度）	補助対象経費	367,950千円（R4+5年度）	事業完了後のCO_2削減量（見込み）	160.14t-CO_2/年（R4+5年度）
防災計画への位置づけ等	**防災拠点**・・・・地域防災計画等において位置付けられる予定　（時期：令和6年12月）				
事業内容	地域の森林資源を原料とした木質チップ燃料を村内工場で製造し、新拠点敷地内に現在建設中のエネルギーセンター棟に設置される木質バイオマスボイラーシステム（185kW）で木質チップ燃料を使用し、新拠点エリアの役場庁舎へ熱供給（暖冷房）するとともに、エネルギーセンター棟及び交流ホールの屋根に設置される太陽光発電パネル（パネル約100.9kW、パワコン114kW）によって発電した電気を役場庁舎等へ供給することで、平時より化石燃料の削減、商用電力消費量の削減を行い、災害時には蓄電池（92kWh）や木質バイオマスボイラーシステムの稼動により、防災拠点や避難場所へのエネルギー供給を行う。				

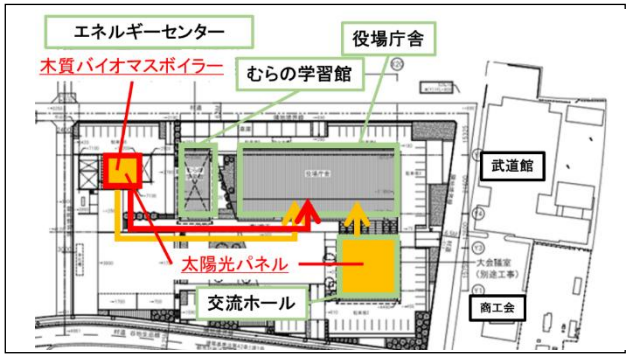

3. 期待される効果

普及効果・平時における役割	役場HP、村広報誌、PRチラシ・配布資料等によって、積極的に公表・公開することで、村内外への普及の機運を醸成していく。 木質バイオマス熱利用設備は、再生可能エネルギー利活用による直接的なメリット（CO2排出削減・電気代・燃料費削減等）のほか、地域の森林資源の利用により、地域内経済循環を促進し、雇用創出等の効果をもたらす。 太陽光発電設備は、照明、事務機器　等の電力用途として使用し、平時におけるCO2排出削減を行う。
防災減災面における役割	木質バイオマス熱利用設備・・・・防災拠点である役場庁舎の暖冷房。災害時の熱供給範囲は面積511.9m2（平時の供給面積1948.8m2）であり、平時の26.3%の熱供給範囲として、防災拠点としての機能維持に貢献貢献。 太陽光発電設備・・・・施設のコンセント等の特定負荷に電力供給し、機能維持を図る。

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業　事業概要書（全体）

1. 事業概要

実　施　主　体	守口市	所　　在　　地	大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

2. 事業内容

事　業　名　称	守口市庁舎省エネルギー改修事業					
施　　設　　名	守口市庁舎	非常時施設稼働日数	日	収　容　人　数	人	
導　入　設　備	太陽光発電設備（容量：41.5kW）、蓄電池ｼｽﾃﾑ：26.5kWh、高効率照明機器520台、外気処理空調機　2台、 ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝｼｽﾃﾑ(発電機400kW×2台)、ｼﾞｪﾈﾘﾝｸ(冷却能力：240RT)、EHP空調室外機　2台、室内機 41台、等					
補　助　金　額	415,813千円	補 助 対 象 経 費	831,624千円	事業完了後のCO_2削減量（見込み）	239.7t-CO_2/年	
防災計画への位置づけ等	防災拠点　「守口市強靭化地域計画」において施設（市庁舎）の中長期的な保存対策として令和2～6年度を目標に省エネ改修事業を実施することを明記し実践している。					
事　業　内　容	地域に係る防災に関し、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市の地域並びに市民の生命及び財産を災害から保護することを目的として、守口市庁舎においてＥＳＣＯ事業（ギャランティード・イビングス）を導入し、民間のノウハウを活用し設備等の省エネルギー化改修を行い環境負荷の低減・光熱費等の効率的な削減・維持管理の効率化を図ると共に、災害時においても市庁舎に「市災害対策本部」を設置し災害応急対策を実施する体制構築を図る。					

3. 期待される効果

普及効果・平時における役割	本事業は民間のノウハウを活用したESCO事業で実施することで、確実に温室効果ガスの排出抑制に努めるものであり、その排出抑制効果はESCO事業の概要と合わせて市ホームページや来館者用にパネルを展示してアピールする。
防災減災面における役割	災害時には市庁舎が中央防災拠点として、市及び防災関係機関の市内での司令塔機能を果たし災害応急活動の中心としての機能を有する。また自然災害応急対策として、市域又は隣接地域で震度4を観測した場合は、市災害警戒本部を設置し災害情報の収集及び伝達その他災害応急対策の検討を進める。暴風、大雨又は洪水に関する警報が発表された場合は、状況を判断して市災害警戒本部を設置する。

E N D